

○金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例施行規則

平成19年3月23日

規則第7号

改正 平成22年12月27日規則第63号

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例（平成19年条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の意義の例による。

(ラブホテル等の構造及び設備の基準)

第3条 条例第2条第1項第3号に規定する規則で定める割合は、3分の1とする。

2 条例第2条第1項第6号に規定する規則で定めるロビー、応接室、談話室等（以下「ロビー等」という。）の広さ及び同項第7号に規定する規則で定める食堂、レストラン、喫茶室等（以下「食堂等」という。）の広さは、それらの床面積の合計が別表第1の左欄に掲げる施設の収容人員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。

3 条例第2条第1項第10号ただし書に規定する規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

(1) 専ら飲食、湯治、団体宿泊その他これらに類するものの用に供することを目的とするもの

(2) 集会、宴会、飲食、催物等多目的な利用に供される施設及び構造を有し、かつ、宿泊施設と一体的な利用が可能なもの

4 条例第2条第1項第10号アに規定する規則で定める割合は5分の1とし、同号イに規定する規則で定める面積は20平方メートルとし、同イに規定する規則で定める割合は2分の1とする。

5 条例第2条第1項第12号に規定する構造及び設備に関する基準の細目は、別表第2のとおりとする。

(建築)

第4条 条例第2条第3項に規定する規則で定める増築又は改築は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 増築 客室以外の用に供する部分に係るもので、その床面積の合計が50平方メートル以下のもの

(2) 改築 客室、玄関又は帳場、ロビー等及び食堂等以外の用に供する部分に係るもの

2 条例第2条第3項第2号に規定する規則で定める外観又は意匠の変更に伴う修繕又は模様替は、建築物の外観のおおむね2割を超える部分の修繕又は模様替とする。

(ホテル等の確認申請)

第5条 条例第4条第1項の規定によるホテル等の確認の申請は、ホテル等建築確認申請書（様式第1号）に、誓約書（様式第2号）及び別表第3に掲げる図面等を添付して行うものとする。

(標識の掲出)

第6条 条例第5条第1項に規定する標識（以下「標識」という。）の様式は、様式第3号のとおりとする。

2 条例第5条第2項の規定による届出は、標識掲出届（様式第4号）により行うものとする。

(説明状況報告書)

第7条 条例第7条の規定による報告は、説明状況報告書（様式第5号）により行うものとする。

(意見書の提出)

第8条 条例第8条の規定による意見書の提出は、条例第5条第1項に規定する標識の掲出期間の初日からその末日後2週間を経過する日までの間に行うものとする。

(身分証明書)

第9条 条例第12条第2項に規定する身分を示す証明書は、様式第6号のとおりとする。

(審議会の会議等)

第10条 金沢市ラブホテル等建築審議会（以下「審議会」という。）の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第11条 条例第13条から第15条まで及び前条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成22年12月27日規則第63号）

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

施設の収容人員の区分	ロビー等又は食堂等の床面積
30人以下	30平方メートル以上
31人から100人まで	客室の収容人員に1平方メートルを乗じて得た面積（その面積が40平方メートル以下である場合は、40平方メートル）以上
101人以上	101平方メートル以上

備考 食堂等の床面積は、それらに付随する調理室又は配膳室の床面積を含む。

別表第2（第3条関係）

（平22規則63・一部改正）

構造及び設備に関する基準の細目

項目	基準
玄関	(1) 入口の幅がおおむね1.8メートル未満であり、道路に面していない構造であること。 (2) 1階部分に位置するものでないこと。ただし、敷地の形態、周辺の地形、建築物の権利関係等により、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。 (3) 道路から玄関の見通しを妨げる遮へい物があること。
帳場	(1) 玄関から容易に見ることができるような客等が通過する場所に位置していないこと。 (2) 相対して客等と従業員が直接、面接することができず、ガラス、カーテン等の遮へい物がある構造であること。
駐車場	(1) 道路から駐車場の見通しを妨げる遮へい物があること。
ロビー等	(1) 玄関と同一の階に位置していない構造であること。ただし、敷地の形態、周辺の地形、建築物の権利関係等により、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。
客室	(1) 出入口が、帳場等に通じる共用の廊下に面していない構造であること。 (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）第3条第3項第1号イに規定する設備が設けられていること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、その構造又は設備が、一般の宿泊客が通常利用するものと明らかに異なること。
形態、意匠又は附属する広告物	(1) 屋根、外壁等は、意匠が著しく奇異であり、かつ、けばけばしい色彩を用いたものであること。 (2) 道路に面する塀（透過性のフェンス等を除く。）の高さが、おおむね0.6メートルを超えるものであること。 (3) 施設の外部に休憩料金を示す表示その他周囲の良好な生活環境及び都市景観を損なうおそれのある広告物を表示していること。 (4) ネオン及び可変表示装置を利用したサインは、4色以上のものであり、又は順次若しくは一斉に点滅する方式のものであること。 (5) 建物又は工作物の外観の照明以外の用に供するための投光器その他これに類する照明装置を設置していること。

別表第3（第5条関係）

図面等の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途、申請に係る建築物と他の建築物との別、緑化の状況並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積（客室にあつては、定員）並びに主要部分の寸法
着色した2面以上の立面図	縮尺及び開口部の位置、外壁及び屋根の仕上げ材料及び色彩並びに広告物の意匠、形態及び色彩

断面図	縮尺、建築物の床の高さ、各階の天井の高さ、軒の高さ、全体の高さ並びに軒及びひさしの出
内部仕上げ表	客室内の仕上げ材料及び色彩
展開図	縮尺及び帳場部分の展開状況

金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例施行規則

様式第1号(第5条関係)

ホテル等建築確認申請書

年 月 日

(あて先)金沢市長

申請者 住所

氏名



(申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

ホテル等の確認を受けたいので、金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

ホテル等の名称				
ホテル等の建築場所				
工事の着手予定日	年 月 日			
工事の完了予定日	年 月 日			
ホテル等の建築	種 別	新築 改築 増築 移転 大規模の修繕 大規模の模様替 用途の変更 修繕 模様替		
	計画概要	計画部分	計画以外の部分	合計
	敷地面積	m ²	m ²	m ²
	建築面積	m ²	m ²	m ²
	延べ床面積	m ²	m ²	m ²
	従前の用途			
	構造			
	高さ			
	階数	地上 階	地下 階	
設計者の住所及び氏名				
工事施工者の住所及び氏名				

備考 住所及び氏名の欄には、法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第2号(第5条関係)

誓約書

年 月 日

(あて先)金沢市長

誓約者 住所

氏名



(法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

次のホテル等の建築の計画について、近隣住民との間に紛争が生じないよう努めるとともに、万一紛争が生じたときは、誠意を持ってその解決に当たることを誓約します。

ホテル等の名称	
ホテル等の建築場所	
計画の内容	別紙「ホテル等建築確認申請書」のとおり

様式第3号(第6条関係)

ホテル等の建築計画のお知らせ

ホテル等の名称				
ホテル等の建築場所				
建築主	住所及び氏名	電話番号		
設計者	住所及び氏名	電話番号		
工事施工者	住所及び氏名	電話番号		
ホテル等の建築	種別	新築 改築 増築 移転 大規模の修繕 大規模の模様替 用途の変更 修繕 模様替		
	計画概要	計画部分	計画以外の部分	合計
	敷地面積	m ²	m ²	m ²
	建築面積	m ²	m ²	m ²
	延べ床面積	m ²	m ²	m ²
	従前の用途			
	構造			
	高さ			
	階数	地上	階	地下
工事の着手予定日	年 月 日			
工事の完了予定日	年 月 日			
この標識の掲出期間	年 月 日～ 年 月 日			
意見書の提出期間	年 月 日～ 年 月 日			
ホテル等の建築計画配置図又は平面図				
<p>① この標識は、金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例第5条第1項の規定により掲出するものです。</p> <p>② このホテル等の建築計画についてのお問い合わせは、下記をお願いします。 (連絡先)</p>				

備考

- 1 標識の材質は、木板、プラスチック板その他これらに類するものとします。
- 2 標識の大きさは、縦120センチメートル以上、横90センチメートル以上とします。
- 3 住所及び氏名の欄には、法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第4号(第6条関係)

標識掲出届

年 月 日

(あて先)金沢市長

届出者 住所

氏名



(届出者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例第5条第1項の規定により標識を掲出したので、同条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

ホテル等の名称	
ホテル等の建築場所	
標識の掲出期間	年 月 日～ 年 月 日
備考	

備考

- 1 住所及び氏名の欄には、法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 標識を掲出したことを証する写真(遠景及び近景のものを各1枚)を添付してください。

金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例施行規則

様式第5号(第7条関係)

説明状況報告書

年 月 日

(あて先)金沢市長

報告者 住所

氏名



(報告者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例第7条の規定により、次のとおり報告します。

ホテル等の名称	
ホテル等の建築場所	
標識の掲出期間	年 月 日～ 年 月 日
標識の掲出期間中における 問い合わせの有無	有(問い合わせ件数: 件)・無
問い合わせについての 具体的な説明の内容	個別説明会 回 説明会の開催 回 *内容は、別紙「説明の状況」とおり
備考	

備考 住所及び氏名の欄には、法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

別紙

説明の状況	
説明の日時	
説明の場所	
説明対象者数	個別説明 人
	説明会の開催 出席者人数 人 出席者の代表者
説明者の職・氏名 説明会にあつては、ホテル等 建築者側出席者の職・氏名	
問い合わせの内容・意見	
回答(対応)	

備考 この説明の状況は、個別説明又は説明会ごとに区分して記入してください。

様式第6号(第9条関係)

(表)

第 号
身 分 証 明 書
所属 職名 氏名
上記の者は、金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例第12条第1項の規定による立入調査を行う職員であることを証明します。
年 月 日
金沢市長 印

(裏)

金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例 (抜粋)
(この欄には、金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例第12条の条文を記載すること。)